

行政文書公開拒否決定通知書

平成26年11月18日

野村 一也 様

神奈川県警察本部長



平成26年11月5日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開を拒みます。
なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に神奈川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求を行ったか否かにかかわらず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。

上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

公開請求に係る行政文書の内容	横浜環状2号線、岸根交差点から新横浜に至る区間のうち、a m p m新横浜店前（新横浜1-17-12）から新幹線にかかる陸橋の直上地点までのうち、岸根交差点から新横浜駅方面に向かう車線上における速度違反の件数
公開を拒む理由	神奈川県情報公開条例第 条第 項第 号該当 (理由) 公開請求に係る行政文書は作成も取得もしていないため存在しません。
時 限 性 公 開	上に示した公開することができない理由のうち、 については、 年 月 日以降であればその理由がなくなりますので、 同日以後に改めて公開請求をしてください。
事 務 担 当 課 室	交通部 交通指導課 電話番号 045-211-1212 内線 5132

備考 「時限性公開」の欄は、公開請求に係る行政文書の公開を拒む理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる時に記入してあります。